

令和元年11月1日

各部（局）長、参事及び各課（館）長・主幹 宛

瑞穂町長 杉 浦 裕 之  
(公印省略)

## 令和2年度予算編成方針について

### 1 はじめに

国内経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。また、国は「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、引き続き「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、本格的な歳出改革に取り組むとしています。

令和元年度の瑞穂町の歳入は、個人町民税、法人町民税とも前年度決算と同程度の決算を見込んでいます。令和2年度の歳入見込みも、令和元年度と同程度を見込んでいますが、引き続き普通交付税不交付団体となるものと思いません。

歳出においては、新庁舎建設事業は令和2年度で完了しますが、令和元年10月1日からの消費税増税や、台風第19号に対する復旧工事等に要する歳出額の増に加え、区画整理事業等の普通建設事業、公共施設改修等及び社会保障の必要経費が膨らむことから、歳出超過になるものと予測しています。このような中、歳入経費を補うため、各種事業に関する国及び東京都の補助金の確保等、今後も継続して財源確保に努めるとともに、事業の廃止・統合を含めた徹底した歳出削減を行わなくてはなりません。

その上で、国及び東京都の動向や町民ニーズ等の情報収集に努め、的確に対応していく必要があります。

以上のことを踏まえつつ、超少子高齢社会の進展に対応する各種施策、地域の特色を考慮した地域オーダーメイドの実現等を視野に入れ、今進めるべきことを見極めるとともに、効率的で実効性の高い施策を構築することを基本として、令和2年度の予算編成に当たることを指示します。

## 2 国の経済の動き

内閣府の月例経済報告（令和元年10月）では、日本の景気は「当面弱さが残るものの、緩やかに回復している」とし、その先行きについては「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。また、令和元年台風第19号等相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としています。

## 3 国・東京都の予算編成の動き

国は、令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針として「手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度当初予算までに歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」としています。

令和2年度東京都予算は、「東京2020大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを創り上げること」、「都政が直面する諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、Society 5.0の実現に向けた施策等、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取組を積極果敢に進めること」、「将来にわたる施策展開を支えるため、都政改革を更に進め、ワイズ・スペンディング（賢い支出）の視点により無駄の排除を徹底する等、財政基盤をより強固なものとする」と3つの基本方針として定めています。

## 4 令和2年度瑞穂町予算に反映させるべき重点事項

- ① 前年度に引き続き、子育て環境（待機児0対策、特色ある公園整備の推進、ひとり親家庭への支援等）並びに地域特性を踏まえた上で、超少子高齢に係る社会保障制度の構築
- ② 図書館本体及び各種附属設備の老朽化等に対応するため改修工事に着手
- ③ 町制施行80周年、東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び新庁舎建設事業の完了等を迎えることから、「MIZUHO 2020記念事業」としての各種事業の実施
- ④ 超少子高齢社会を迎え、地域内孤立を防ぐための事業を構築

- ⑤ 今後の公共交通の在り方について検討し、効果が見込まれる地域公共交通施策を導き出すこと。
- ⑥ 多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸実現について、これまで以上に町民及び他市と連携し、取り組みを強化すること。

## 5 令和2年度予算編成に向けた基本的視点

第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画に掲げた各種施策及び第5次行政改革大綱実施細目に基づき、各部（局）、課（館）においては、次の点に留意して予算編成に取り組むよう指示します。

### （1）歳入

- ① 町税の公平性を担保するため、課税客体を的確に捕捉し、徴収率水準を上げるよう努めること。
- ② 国及び都支出金について、補助率の見直し、制度の統合・廃止等動向を的確に捉えるとともに、他市町村との連携を図りながら関係機関に対し、要望活動を実施すること。また、国・都以外の補助等についても、広い視野を持ち財源確保に向けた努力を最大限行うこと。
- ③ 各種公共施設料金を含めた受益者負担の今後の在り方について、検討を継続すること。
- ④ 積極的な財源の投入により、集中的・重点的に施策展開を行う取組については、充当可能な基金を活用すること。

### （2）歳出

- ① 現在実施している各種事業において、人的対応を基本とした上で、機械化することで効率化が図れるものを検討し、仕事の効率化に努めること。
- ② 新規事業及びレベルアップ事業は、類似事業の廃止及び再構築を検証するとともに、十分な効果予測を立て、国、東京都及び各種団体等からの補助金・助成金の確保に努めること。
- ③ 限られた財源を適切かつ有効に活用するという観点から、平成30年度の決算状況や令和元年度の執行状況等、不用額の発生要因を分析し、その縮減に努めること。
- ④ 各種工事、委託、物品購入等について、厳格に積算すること。

⑤ 行政評価及び行政改革の視点から、事業の見直し、廃止及び縮小に取り組むこと。

⑥ 各種経費については、基本的にゼロシーリングとすること。ただし、次に記載の事項は、予算見積り、特定財源の確保等に留意することを前提に、所要額を見積もること。

ア 義務的経費（人件費、公債費、扶助費）

過去の決算額及び現状の分析・検証を厳格に踏まえた上で、必要な所要額を算出すること。また、会計年度任用職員の配置及び任用期間については、その必要性を再度検証すること。

イ 法令運用経費等

国及び東京都の制度等により、政策的判断の余地が少ない事業は、その根拠、対象者数、事業規模等を適切に把握した上で見積もるとともに、経常・定例的事務のより効率化を図りながら、一般財源所要額を算出すること。

ウ 政策的経費

町独自で判断が可能な事業については、事業の必要性、内容及び効果に加え、現状、他課（館）の所管事業との重複、選択の視点等あらゆる角度から徹底して検証するとともに、併せて充当可能な特定財源も調査し、一般財源所要額を算出すること。

⑦ 各種委託料及び土地賃借料は、見直し等により、再度抑制に取り組むこと。

⑧ 各種補助金は、補助対象団体の決算状況を踏まえた上で、執行率や事業内容を精査し、補助金の適正化を進めること。特に、一般財源を投入するものについては、補助の必要性を見極めるとともに、効果検証を徹底すること。

⑨ 施設の維持・更新に係る修繕料については、単年度の必要修繕所要額を要求するのみではなく、後年度に必要となる更新事項を精査し、手法、コスト等の年次計画を示すこと。

(3) 令和2年度は、第4次瑞穂町長期総合計画の最終年度として、10年間の取組の総仕上げを行う重要な年度であることから、計画に掲げた施策を確実に推進するとともに、その成果と課題を的確に捉え、次期長期総合計画の策定にいかすこと。

(4) 地域経済の活性化及び町民が安心して生活できるまちづくりを推進し、より質の高い行政サービスの提供を心掛けるとともに、瑞穂町の持続的な発展を維持するため、各種施策の効果予測を立て、予算編成に取り組むこと。

以上が予算編成に向けた基本的視点ですが、第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画の体系別に、令和2年度に取り組むべきことを次のとおり示すこととし、その他は企画部長通知により知らせます。

## I 皆でささえ健やかに暮らせるまち

- (1) 生活習慣病の予防及び将来の医療費負担の抑制を目指し、特定健康診査、特定保健指導の受診率及び実施率の向上並びに相談事業等の充実を図ること。
- (2) 保健業務を強化するため、小型車両を配置すること。
- (3) 各種予防接種の接種率及び各種がん検診の受診率向上に加え、乳幼児健康診査や訪問事業の充実を図り、疾病予防を前進させること。
- (4) 子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターを中心に、妊産婦及び子育て世代の総合的相談支援を充実させ、多様なケースに対する妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進を図ること。
- (5) 保健師及び管理栄養士による各地域での保健活動の充実を図ること。
- (6) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者のニーズに合った質の高いサービスの提供に努めること。また、令和元年度に実施した調査結果等を踏まえ、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定すること。
- (7) 地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者の孤立化の防止を図るとともに、きめ細かな相談体制を作る等中心的役割を担う2か所の地域包括支援センター（高齢者支援センター）の機能強化を図ること。
- (8) 地域包括ケアシステム的一端を担う、介護予防・日常生活支援総合事業については、地域に合った事業を展開するため、既存の地域資源を活用し地域との連携を図ること。さらに、引き続き、介護予防、認知症施策及び在宅医療・介護連携を推進すること。

## II 生きがいとふれあいのあるまち

- (1) 第3次地域保健福祉計画の進捗状況を的確に把握しながら、事業の着実な推進を図ること。また、令和元年度に実施したニーズ調査等を踏まえ、第4次地域保健福祉計画を策定すること。
- (2) あすなろ児童館から遠い地域の子どもたちのため、コミュニティセンター等を活用し、移動児童館の更なる充実を図ること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に基づき、円滑に各種事業を推進できるよう、サービスの質の向上及びサービス量の確保に努めること。また、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

を策定すること。

- (4) 知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し、支援すること及び自分の望む生活の実現を援助することを目的として設置した「権利擁護センターみずほ」が円滑に事業遂行できるよう支援すること。
- (5) 福祉バス運行に当たっては、更なる安全性の確保及び利便性の向上を図るとともに、令和元年度に設置予定の地域公共交通会議での審議を踏まえ、今後の福祉バスを含めた継続可能な地域公共交通のあり方を検討すること。  
(再度後述)
- (6) 保育園及び学童保育クラブの待機児童対策について、保育園の「待機児童0」を達成すること。また、学童保育クラブの「待機児童0」を維持するため、民間及び関係機関と連携し事業を進めること。さらに、第二小学童保育クラブについては、今後の児童数を予測した上で、施設の移転を含めた対策の検討を進めること。
- (7) 令和元年度に策定予定の第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て全般を支援するため、福祉、保健・医療及び教育分野の関係機関と密接に連携しながら、相談、調整、要保護児童対策等、強化充実を図ること。
- (8) ひとり親家庭の支援について、既存事業の周知徹底と平成29年度に実施した実態調査の分析結果を基に新たに開始した事業を含め効果を検証し、改善点を関係課と相談の上、実施すること。
- (9) シルバー人材センター、社会福祉協議会等の自立を促進すること。また、高齢者等の就業機会及び地域活動の担い手の確保に資する事業への適切な支援を行うこと。

### Ⅲ 豊かなところを育むまち

- (1) 児童・生徒の学力の向上施策を見直し、新たな展開を図るため、教職員の授業力向上に努め、民間の力を活用し、学力向上に向けた授業改善に取り組むこと。また、外部評価等による評価の充実を図りながら、各学校の取り組むべき課題を明確化し、教育課程編成に活用すること。
- (2) 地域の専門家や住民の協力及び関係各課（館）との連携により、「ふるさと瑞穂」の自然や文化を大切にし、郷土を理解し誇れる児童・生徒及び瑞穂の未来を創る児童・生徒を育成するため、ふるさと教育推進事業の充実を図ること。

- (3) 学力調査の結果分析により、明確化した課題への対策として、従来から実施している漢字・英語検定及び東京ベーシックドリルの活用等、学力向上に向けた取組を更に充実すること。また、フューチャースクール（補習教室）の発展的改善策として、（仮称）地域学校協働本部を設置し、この運営による放課後補習教室において家庭学習を学校で取り組ませる環境づくりを行い、児童・生徒の学力定着を図ること。
- (4) 教育相談事業及び特別支援教育の充実を図ること。また、令和元年度に整備が完了する中学校を含め、全小・中学校に設置している特別支援教室を効果的に運用すること。
- (5) 芝生化された全小・中学校の校庭管理について、関係者と連携し、住民参加型管理制度を継続して進めること。
- (6) ICT機器を活用した教育活動を実施するため、平成30年度に策定したICT教育施設整備計画に基づき、計画的な環境整備を図ること。
- (7) 全小・中学校施設の長寿命化を効率的かつ計画的に実施するため、長寿命化個別計画を策定すること。

#### IV 一人ひとりが生涯輝けるまち

- (1) 郷土資料館「けやき館」を、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の拠点施設として町の魅力を内外に広く周知するため、企画展、展示ギャラリー等の内容を更に充実させること。また、隣接施設「耕心館」との事業の一体化を推進すること。
- (2) 瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町が実施している観光、歴史・自然等の地域資源を掘り起こし活用するふるさとづくり推進事業については、令和元年度に引き続き瑞穂ふるさと大学等を実施し、瑞穂町の魅力を伝える事業を推進すること。
- (3) 第2次スポーツ推進計画に基づき、スポーツ活動の場所の提供、教室の開催等の施策を効果的かつ計画的に推進するとともに、体育施設の修繕及び改修を計画的に進めるための検討を行うこと。また、町民体育祭については、「町民体育祭在り方検討会」から令和元年度に受けた提言を踏まえ、引き続き事業の実施を検討すること。
- (4) 読書活動の推進及び図書館資料を活用した学習の活性化を図るため、学校図書館との連携を強化すること。また、図書館利用者に安全で快適な利用環境を提供するため、令和元年度に着手している瑞穂町図書館改修工事基本計

画を策定し、基本設計及び実施設計を実施すること。その上で改修工事に着手すること。

## V 活力とにぎわいのあるまち

- (1) 企業誘致及び起業に関する支援策について、積極的な宣伝活動に努め、更なる成果を上げること。
- (2) 瑞穂町商工会、青梅線沿線地域産業クラスター協議会等と連携し、地域工業の活性化に向けた取組を推進すること。また、企業課題に対する解決支援事業を継続すること。さらに、令和2年度までの計画期間である瑞穂町産業振興ビジョンを改定すること。
- (3) 都市農業活性化に向けて、新規就農者をはじめとする意欲ある就農者への支援を図るとともに、生産者組織の育成を支援すること。また、令和元年度に実施したアンケートの調査結果等を踏まえ、農業振興計画を改定すること。
- (4) 農業振興及び商業振興に当たっては、個別施策の創意工夫に努めるとともに、効果的な宣伝活動を推進すること。
- (5) 観光専用ホームページを更に充実させるとともに、みずほブランド及び観光資源のPR事業の推進に努めること。
- (6) 水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の推進に当たっては、当該計画のPR及び観光振興を図るための施策との連携に努めること。また、財源の確保をはじめ、各関係機関と協議を行いながら、関連事業を進めること。
- (7) 令和2年度は町制施行80周年を迎えるとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、新庁舎建設事業の完了等、瑞穂町にとってターニングポイントとなる年度となることから、「MIZUHO 2020 記念事業」として80周年記念式典をはじめとする各種関連事業を実施し、町民のまちづくりへの気運醸成を図ること。

## VI 人がつながる温かいまち

- (1) 町内会等の地域づくり事業、町内会加入の促進等を支援するとともに、職員地域情報コーディネーター等、自立と協働の基本理念を踏まえた事業の推進に努めること。
- (2) 地区会館及び地区スポーツ広場について、防球ネットの設置等利用者の利便性及び安全性の向上について継続して取り組むこと。

- (3) モーガンヒル市からの中学生の受入事業を実施し、姉妹都市交流の一層の推進を図ること。また、タイ王国コーンケン市との友好と相互理解を深める交流を進めること。

## VII 安全に安心して暮らせるまち

- (1) 国、都等との整合を図りながら、地域防災計画等を見直すこと。また、計画に基づき、防災施設、設備等の充実を図るとともに、防災行政無線のデジタル化を推進すること。
- (2) 犯罪抑止及び事件発生時の早期解決のため、計画的に防犯カメラの設置を順次進めること。また、既存事業を見直し、特殊詐欺事件の発生を抑制するため、新たな事業を実施すること。
- (3) 令和元年度に採用を開始した女性消防団員を育成し、防災に関する広報や住民に対する講習等を行い、町民の防災意識の高揚と消防力の強化充実を図ること。
- (4) 消防力の強化を図るため、新たに消防資材運搬車を購入すること。
- (5) 町内会その他の関係機関と連携し、防犯パトロール業務の効果的運用を行うとともに、防犯灯のLED化、交通安全施設の整備等、安全・安心まちづくりの充実・強化を図ること。
- (6) 横田基地に起因する諸問題の解決に向け、国及び東京都等の動向を注視し、周辺自治体と連携するとともに、積極的な情報収集に努め、適時的確な要請活動を行うこと。また、CV-22オスプレイについて、運用状況及び今後の配備予定等について重点的に情報収集を行うこと。
- (7) 関係機関及び関係団体・事業者等と災害時の応急対策に必要な協定の締結を進め、近隣他市を含めた応援協力体制の拡充を図ること。

## VIII 地球を守る環境にやさしいまち

- (1) 家庭や事業所における省エネルギーを推進するため、地球温暖化対策についての理解促進を図ること。
- (2) 西多摩衛生組合構成市と共同で策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物の処理をより一層適正かつ効率的、効果的に進めること。
- (3) 第二次地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業における温室効果ガス排出量、新庁舎エネルギー管理を推進し、目標達成に向け取り組むこと。また、公共施設における省エネルギー及び節電対策を強化すること。

## IX 美しい街並みの住みよいまち

- (1) 殿ヶ谷土地区画整理事業を支援するとともに、栗原地区土地区画整理事業の事業認可早期取得に向けて最大限の努力を継続すること。
- (2) 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業を着実に推進するとともに、都市計画道路福3・5・17号線箱根ヶ崎立体の早期整備に向け、東京都及び関係機関と連携して取り組むこと。
- (3) 上位計画である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、及び次期長期総合計画との整合を図りながら、都市計画マスタープランを改定すること。

## X 便利で快適に暮らせるまち

- (1) 地域オーダーメイドの視点による地域別に個性のある公園を引き続き整備すること。
- (2) 水・緑と観光を繋ぐ回廊計画で位置付けた回廊ルートの道路舗装を推進すること。
- (3) 下水道プラン、下水道総合地震対策計画、下水道維持管理計画等に基づき、計画的な施設の維持・整備に努めること。また、災害時に町民の生活や健康面を守るための総合地震対策として、順次、避難所にマンホールトイレを設置すること。さらに、元狭山地域の不明水対策を継続すること。
- (4) 下水道事業特別会計については、令和2年4月からの地方公営企業会計の導入を予定している。地方公営企業会計導入後も引き続き、下水道事業経営の更なる健全化を図ること。
- (5) 八高線の増発、車両基地及び複線化の促進を東日本旅客鉄道株式会社に働きかけること。また、今後の町内公共交通のあり方について、令和元年度に設置予定の地域公共交通会議で検討を重ね、瑞穂町公共交通基本計画を策定するとともに、町として必要な地域公共交通施策を導き出すこと。
- (6) 都市計画道路福3・5・24号線整備事業を引き続き推進すること。
- (7) 良好な道路環境を目指し、計画的な生活道路の拡幅及び新設整備を行うこと。特に環境配慮の観点からも、道路照明灯のLED化について、計画的に進めること。
- (8) 新青梅街道の拡幅再整備、多摩都市モノレールの延伸等、早期実現に向け東京都及び関係団体に働きかけるとともに、整備に向けた財源の確保に取り組むこと。

## XI 連携と協働がささえるまち

- (1) 瑞穂町協働宣言に基づき、各事業の推進に当たっては、瑞穂町及び町民、社会貢献活動団体、企業等との協働を図るよう努めること。
- (2) 町ホームページやメール配信システムの活用について、即時性のある情報発信及び利用者の利便性の向上に努めること。
- (3) みずほケーブルテレビを活用した「みずほニュース」を制作し、町の身近な情報を放送することにより、住民への情報提供の充実を図ること。また、住民の出演をはじめ、効果的な情報発信に努めること。

## XII 健全な行財政運営の自立したまち

- (1) 新庁舎建物完成後の外構工事については、来庁者に十分配慮しながら適切に、安全に実施すること。また新たな庁舎にふさわしいサービスの向上を図ること。工事竣工に合わせて、グランドオープンイベントを実施すること。
- (2) 第4次長期総合計画は、令和2年度をもって計画期間が終了するため、令和元年度に実施した基礎調査及び住民意識調査を踏まえ、Society 5.0の推進及びSDGsへの貢献といった社会的要請を的確に捉え、次期長期総合計画を策定すること。
- (3) 行政評価の推進について、行政評価委員会に報告するとともに、議会及び町民に対してわかりやすく公表すること。
- (4) 第5次行政改革大綱に基づき、更なる住民サービスの向上及び効率的な行財政運営を進めること。また、先端技術を活用した住民サービスの改善及び事務の能率向上の可能性について、行政として担保すべき人的対応を基本の上、研究を進めること。
- (5) 指定管理者制度を未導入の施設については、経営の効率化と利用者サービスの向上の観点から制度の導入及び業務委託を検討すること。
- (6) 自主財源の確保
  - ① 広告収入及び官民協働事業のほか、自主財源確保に向けた新たな収入方法の可能性を検討すること。
  - ② 各種行政サービスにおける受益に応じた利用者負担の適正化を図ること。
- (7) 統一的な基準による地方公会計制度に基づき、財務諸表（バランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書）を作成し、町の財政状況を町民に広く広報すること。また、関係部署は、公営企業及び一部

事務組合の財務諸表を加えた連結財務諸表に意欲的に取り組み、透明性の確保に努めること。

(8) 人事給与制度改革等

① 人事考課制度の活用により、職員能力の底上げ及び資質の向上を目指し、能力・実績重視の人事・給与制度を引き続き推進すること。

② 再任用制度、フレックスタイム制等を効果的に活用し、機能的かつ効率的な組織運営を進めること。また、けやき館の開館時間延長効果を確かめ、開館時間を検討すること。

(9) 人材育成基本方針に基づき、職員の政策形成能力、法務能力、課題解決能力等を養成し、職員の能力を最大限発揮できる体制作りを進め、専門職を含めた人材の活用を図ること。

(10) 職員の能力が十分発揮できるよう、職場環境の整備及び心身の健康管理に努めること。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男女共同参画についても推進すること。

(11) 令和2年4月から導入される会計年度任用職員制度については、その影響を精査した上で、適切に対応すること。また、任用事務等を遺漏のないように進めること。